

「開発事業等緑化負担税(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果

平成 26 年 (2014 年) ○月

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会

1. パブリックコメントの概要

(1) 実施期間

平成 26 年 8 月 28 日から平成 26 年 9 月 26 日まで

(2) 結果の公表

12 通の意見書が提出され、出された意見について検討した結果、本委員会としては「開発事業等緑化負担税(案)」は変更しないこととしました。

なお、提出された意見に対する委員会の考え方を下記の通りお知らせします。

また、いただいた意見のうち参考資料における用語の統一などについては、委員会の答申までに資料に適宜反映させていただきます。

① 開発緑化負担税の導入について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
2	・この緑化負担税の導入については賛成です。箕面のみどりを維持・保存・創出するためには、開発業者にある程度の税負担を求めることは、箕面市の姿勢として必要と考えます。	・これまで育んできた良好な自然環境や住環境を生かして、事業として行われる建設行為に対する課税の導入を前提とし、税の仕組みについて検討するよう検討委員会に諮問されたものです。
5-2	・開発事業等緑化負担税の導入は、街の緑化推進の有効な財源確保手段であり、法的に問題がなければ賛同します。	・ご指摘いただいた通り法的に問題ないよう十分に検討し、市に答申いたします。
11	・本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益をあげている開発事業者に対し、みどりの保全に必要な費用を新たな市税として負担していただくこと、あるいは、これ以上絶対に山を切りくずしたりしないで新しい箱物を作ることに税金を使わず、少しずつでも山を落葉高木に植え替えることに、力を入れていくことが先決だと思います。	・ご指摘いただいたとおり、これまで育んできた良好な自然環境や住環境を生かして、事業として行われる建設行為に対する課税の導入を前提とし、税の仕組みについて検討するよう検討委員会に諮問されたものです。 その他の意見については市に申し伝えます。
9-2	・現在述べられている税の導入理由だ	・税の目的において、箕面市の貴重な財

	<p>けでは単なる財源確保の課税とみられ、説得力が十分でないと思われま す。今日的な意義・導入理由を加え て打ち出すことが望まれます。</p>	<p>産である良好な自然環境や住環境を含 む都市環境を将来にわたって維持、保 全し、向上させるため、必要となる施 策の展開及び充実に要する費用に充て ることとされており、ご意見の趣旨は 包含されているものと考えます。</p>
9-6	<p>・都市環境の恩恵は広く及ぶので、多 くの県で既に実施されている市民 （府民）や一般事業者に対しての適 度な額での「みどり税」への協力を 求めることを、大阪府に働きかけ、 あるいは箕面市として検討していく ことを提案します。</p>	<p>・これまで育んできた良好な自然環境や 住環境を生かして、事業として行われ る建設行為に対する課税の導入を前提 とし、税の仕組みついて検討するよう 検討委員会に諮問されたものです。ご 意見につきましては箕面市に申し伝え ます。</p>
12-2	<p>・今回、「開発事業等緑化負担税の導 入」というように、最初から、かな り限定された課税案を検討会に出し ています。「市民から広く薄く収め て頂くような課税方法」も含め白紙 の状態から、検討委員さんに提案を 出し合っていて、意見をまとめて ほしかった。</p>	<p>また、薄く広く課税することについ ては、大阪府において、「大阪府森林の保 全及び都市の緑化の推進に関する調査 検討会議」を設置され、調査検討を進 められています。この9月にまとめら れた同会議の中間とりまとめには、森 林保全と都市の緑化にかかる新たな施 策の方向性とその財源について「今後、 府民税均等割の超過課税を基本に検討 を深める必要がある」とのとりまとめ に至ったところです。</p>
4-3	<p>・永年にわたり、大阪府下にあった開 発負担金の撤廃活動をし、大阪府下 全域において撤廃された経緯がある ことを考えるとたちごっこだと思 います。</p>	<p>・公共施設等整備寄附金については、行 政指導での寄附金徴収の問題点が指摘 され、国等から再三適切な運用を求め られていたこと等から廃止されたもの です。 今回の開発緑化負担税については、近 年のみどり施策に要する事業費の増加 に対し、課税自主権を活用した税制と いうものであり、単純に公共施設等整 備寄附金を復活させたものではありません。</p>
1-2	<p>・ファンド残高経緯図では、既に基金 が7千万近く取り崩され（H19）、傾</p>	<p>・公共施設等整備寄附金については、行 政指導での寄附金徴収の強要が問題視</p>

	<p>向から今日の事態が予測されました。従って、寄付金終了の決定の経緯及び判断の反省を明記すべきと考えます。</p>	<p>されたことから廃止されたものです。このことから、今回の検討については、自治体の課税自主権を活用し、寄附金の仕組みを税に置き換えて徴収しようとするものです。</p>
--	--	--

②税目について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
9-1	<p>・税の正式名称はやや固い印象なので市民などの理解と支持を得やすくするため、「開発みどり税」など適切なニックネームを設けることを提案します。</p>	<p>・税の名称すなわち税目は、どういう場合にどういうことに対して税を負担してもらうかを容易にイメージできるような「開発事業等緑化負担税」としたものです。よりわかりやすい通称の検討については、市に申し伝えます。</p>

③納税義務者について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
4-1	<p>・緑化負担金導入の理由として、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者に対し」とあるが、事業者はそれなりの土地代金を支払い購入しています。</p>	<p>・開発事業等緑化負担税の導入は、本市の良好な自然環境や住環境を生かし行われる建設行為が付加価値を増加させることに着目し税を負担してもらうものです。</p>
4-2	<p>・建設事業者、宅建業者に課そうとする税であるのに、その業者が意見を述べる場もなく検討委員会が進められ、税の負担を課すのはいかがなものでしょうか。</p>	<p>・宅地建物取引業（＝宅建業）とは、宅地建物取引業法第2条第2号に「宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうものをいう。」と規定されており、これらの行為は建設行為に該当しないため、今回の課税対象とはなりません。</p>
10-1	<p>・税を負担する事業者、たとえば宅建・全日等の不動産業者に負担を強いるのであれば意見を聞くのが一般的ではないでしょうか。</p>	<p>検討委員会は箕面市が設置条例に基づいて6名の委員を任命したもので、納税義務者になり得る開発事業者を箕面商工会議所推薦の上で委員として参画しています。</p>

10-2	<p>・箕面市の緑を守るという点では、住宅、店舗、倉庫を建築するすべての人々から徴収するのが公平ではないでしょうか。</p>	<p>・開発事業等緑化負担税の導入は、本市の良好な自然環境や住環境を生かし行われる建設行為が付加価値を増加させることに着目し税を負担してもらうものです。</p>
4-4 4-5	<p>・現状として宅建業者にこの税負担の体力はないと言えます。消費税増税などで一般ユーザーに転嫁出来ない分は業者が被っているのが実状です。それに加え、開発業者にこのような税を課すのは本末転倒です。業者にとっては死活問題であり、導入には反対です。</p>	<p>・宅地建物取引業については、先に説明したとおり、課税対象とはなりません。税率については、公共施設等整備寄附金の店舗等に対して住宅の金額が過重で不公平であった問題点を解消するとともに、一般的な住宅の建設については、公共施設等整備寄附金の金額より少額となるよう設定しており、今回の税率が過重な負担とならないよう十分に配慮しています。</p>
5-2 6-2	<p>・街の緑化推進の恩恵は新規に建設される住宅の住民のみならず既存住宅の住民にももたらされますので、既存住宅の所有者や、納税可能な市民に対しても同趣旨の課税を検討して、一層の緑化推進を図るのも一案かと思われます。</p>	<p>・今回の委員会では事業者を対象とした税制についての検討を諮問されたものであり、いただいた意見については市に申し伝えます。 また、薄く広く課税することについては、大阪府において、「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を設置され、調査検討を進められています。この9月にまとめられた同会議の中間とりまとめには、森林保全と都市の緑化にかかる新たな施策の方向性とその財源について「今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深める必要がある」とのとりまとめに至ったところです。</p>
8	<p>・開発が行われる場合は、市の指導に基づいて、良い街区になるよう費用を掛けているのに、何故また高い費用を取るのでしょうか。もし今から税を取るのであれば、今まではなんだったのでしょうか。用途が、都市環境の維持に要する費用を開発業者</p>	<p>・開発事業等緑化負担税の導入は、本市の良好な自然環境や住環境を生かし行われる建設行為が付加価値を増加させることに着目し税を負担してもらうものです。 また、公共施設等整備寄附金の店舗等に対して住宅の金額が過重で不公平で</p>

	<p>からだけ取るのもおかしい。箕面市から指示を受けたとおり、費用を掛けて開発し綺麗な街並みができあがっているのに、工事費用が抑えられ、万一仕様等が落ち、いろんな不具合が生じると、結局市民に影響が生じるかもしれない。良い街あり続けて欲しいから開発業者に負担させるのは反対です。</p>	<p>あった問題点を解消するとともに、一般的な住宅の建設については、公共施設等整備寄附金の金額より少額となるよう設定しており、今回の税率が過重な負担とならないよう十分に配慮しています。このことから、税負担によって何らかの不具合が生じ市民に影響が生じるまではいたらないと考えます。</p>
--	--	---

④非課税事項について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1-2	<p>・土地造成業者から、土地だけ購入し、その後購入者が自己居住用に建築した場合、非課税なら土地造成業者の課税逃れの抜け道になる可能性があります。</p> <p>本件は一部例外を除き、開発された土地に課税するもので、建築行為は例外を除き対象外であるので、この点を整理する必要があります。</p>	<p>・分譲目的の造成であれば、造成の時点で課税されるので、課税逃れとはなりません。</p> <p>また、税制度の開始時に土地造成が完了している土地を購入し、事業として行うものにあたらぬ建設行為を行う場合には課税されないこととなります。</p>
1-2	<p>・当市では漁業に従事し、維持管理する倉庫建設が在りうるのか、疑問です。</p>	<p>・市内には漁業組合が存在し、今後倉庫が建設される可能性もあるため、「農林漁業用倉庫」としてしています。</p>

⑤課税客体について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
9-3-1	<p>・課税客体（課税対象）としては「事業として行う建設行為」とされています。その際、事情に応じて「市の政策判断として減免する」とされていますが、NPO 法人などが“公益的事業”として建設行為を行うこともあり得るので、税の趣旨をより明確にするため事業一般に課税するのはなく「“営利事業（収益事業）”として行う建設行為」などと明記す</p>	<p>・委員会としては、税の目的に沿って検討したところ、目的から不均一課税の考え方は導かれないため、採用しないこととしました。ただし、税の目的とは別に、市の政策判断として税の減免措置をとることは委員会として否定するものではありません。減免措置のあり方については、ご意見として市に申し伝えます。</p>

	<p>るのが妥当だと考えます。</p>	
9-3-2	<p>・観光事業者なども良好な自然環境の恩恵を受けていますので、その中でも開発や建築といった建設行為を行う開発事業者だけを課税対象とすることの明確な説明が望まれます。</p>	<p>・建設行為については、農地等を減少させ宅地を増やしていくなど、明確にまちの姿に改変を加える行為であるため課税客体としたものです。</p>
12-1	<p>・この負担税の導入理由のところに、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発業者等に対し、負担してもらう仕組み」とあるが、本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている業種は、開発業者等だけでなく、不動産業・観光業など、多岐にわたっている。その意味で、課税客体を開発業者等の「事業として行なう建設行為」に限定するのは、理由として納得していただけるか疑問です。</p>	<p>・建設行為については、農地等を減少させ宅地を増やしていくなど、明確にまちの姿に改変を加える行為であるため課税客体としたものです。</p> <p>また、薄く広く課税することについては、大阪府において、「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を設置され、調査検討を進められています。この9月にまとめられた同会議の中間とりまとめには、森林保全と都市の緑化にかかる新たな施策の方向性とその財源について「今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深める必要がある」とのとりまとめに至ったところです。</p>

⑥課税標準と税率について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
7	<p>・「中小事業者」の小規模開発行為によって、その事業から市は多様な受益を得ており、今後も、中小事業者の責任ある開発行為については、街づくり「整備」の一環として規律ある応援（負担税を課せず）をしていくべきでしょう。</p> <p>今後の大規模開発は箕面東地区が対象であり、特に粟生・彩都の山手地区は、大手企業の独占地となっています。それゆえ、今回の負担税導入については、その課税対象者を「大規模事業者のみ」と定め、多くの負</p>	<p>・今回の税は、公共施設等整備寄附金の店舗等に対して住宅の金額が過重で不公平であった問題点を解消するとともに、一般的な住宅の建設については、公共施設等整備寄附金の金額より少額となるよう設定しており、今回の税率が過重な負担とならないよう十分に配慮しています。その前提をふまえて次のように判断したものです。</p> <p>①税の目的から、面積の大小によって課税するか否かを区分するものではないこと。</p> <p>②税の目的から、事業規模の大小によっ</p>

	<p>担額を徴収するものとし、大規模事業者としての自覚を持って頂くべきです。</p> <p>よって、開発事業等緑地化負担税（案）については、以下のことを提案致します。</p> <p>①その規模を一団地として認めた1000㎡以上とすること</p> <p>②その対象者は、10000万円超の資本を持つ法人、又はそのグループであること</p> <p>③負担税は、1区画あたり10～20万円程度とすること</p>	<p>て課税するか否かを区分するものではないこと。</p> <p>③①と②より面積、事業規模によって区分するものではないということから、繰り返しになりますが、公共施設等整備寄附金の店舗等に対して住宅の金額が過重で不公平であった問題点を解消するとともに、一般的な住宅の建設については、公共施設等整備寄附金の金額より少額となるよう設定しました。</p>
10-3	<p>・徴収するにしても㎡単価 250 円は負担が大きすぎるので、もっと下げるべきではないでしょうか</p>	<p>・一般的な住宅の建設にかかる税額についてはかつての公共施設等整備寄附金の金額より少額となるよう設定しており、今回の税率が過重な負担とならないよう十分に配慮しています。</p>
10-4	<p>・かつての寄付金制度にあったように市外業者と市内業者を区別してほしい</p>	<p>・税の導入目的との整合性から、税率に差をつける不均一課税は適当ではないと考えます。しかしながら、別の観点から市が政策判断として税を減免することを否定するものではありませんので、市に意見として申し伝えます。</p>

⑦ 税収の用途について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
2-1	<p>・専用の基金を創設、目的税として、他用途には使用しないということに結構です。一般財政に組み込まれると、本来の目的に使用されない事態を招くのは必至です。</p>	<p>・ご指摘の通り、専用の基金を設置するよう市に答申します。</p>
2-2	<p>・この緑化負担税の「想定される用途の事業例」が参考として添付されていますが、これらは、既に実施されている事業が羅列されているに過ぎません。従来の発想や施策の継続だ</p>	<p>・ご指摘の通り、あくまで参考例として充当事業を列挙していますが、箕面市の魅力の向上につながる事業に適切に充当するよう市に申し伝えます。</p>

	<p>けではなく、新たな施策の導入が必要です。今から検討を開始し、導入決定発表時には、その姿が市民や開発業者に見えるようにして欲しい。</p>	
5-1, 3	<p>・第五次総合計画の成果が進んでいないことからこの基本構想の実現のための施策に重点を置くべき、この税収の使途を財政面の制約からこれまで実現できていない緑化事業や、この税収がなければ中止せざるを得ない継続すべき緑化事業、新たに提案される有効な緑化事業に限定し、しかも、緑化推進に対する市民意識を向上させるためにも市民と協働で推進する事業に優先して使用されるよう配慮する必要があると考えます。</p>	<p>・税収の使途については、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に適切に充当するよう市に答申します。</p>
3	<p>・「想定される使途の事業例」の中に「ため池親水施設管理事業」が挙げられていますが、今回の税を契機にさらに拡充することが望ましく、それをあらかじめより明確にすることにより今回の税の意義がより裏付けられると考えます。</p>	<p>・税収の使途については、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に適切に充当するよう市に答申します。</p>
6-1	<p>・使途対象は森林整備を核にして、さらに納税義務者は納税可能な市民に拡大することが必要だと考えます。そして、かつての営林署的なシステムをより高めて、常設し、その専門的従事者が林道や植栽の整備、運用にあたることとしてはどうでしょうか。</p>	<p>・税収の使途については、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に適切に充当するよう市に答申します。</p> <p>・納税義務者を納税可能な住民に拡大するといった薄く広く税を課税することについては、大阪府において、「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を設置され、調査検討を進められています。この9月にまとめられた同会議の中間とりまとめには、森林保全と都市の緑化にかかる</p>

		<p>新たな施策の方向性とその財源について「今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深める必要がある」とのとりまとめに至ったところです。</p> <p>・開発事業等緑化負担税の導入は、本市の良好な自然環境や住環境を生かし行われる建設行為の付加価値を増加させることに着目し税を負担してもらうものです。</p>
2-3	<p>・「まちなかのみどり」の充実のため、「緑視率」という概念を導入し、従来の緑化率型施策に加え、これを指標として「まちなかのみどり」の充実を図ることを具体的に提案します。</p>	<p>・市の施策についてのご意見は市に申し伝えます。</p>
9-4	<p>・税の使いみちについて税の今日的意義をも考慮して、従来の使いみちに加え、“農と触れ合えるまちづくり”の展開、生きもの多様性の向上、景観や歴史文化の保全・活用、民間活動活性化のための“みどりの中間支援組織”の強化といった新たな使いみちを提案します。</p>	<p>・税収の使途については、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に適切に充当するよう市に答申します。</p>
9-5	<p>・みどりの財源間の役割分担の明確化が望まれ、例えば、「一般財源」は法令や都市計画などに基づく行政としての基礎的・義務的なみどりの維持費用などの財源とし、それを超える部分や市民など民間活動の活発化などに関するみどりについて新「基金」を主にあてることなどが考えられます。</p>	<p>・ご指摘の通り、税収の使途は、新たに専用の基金を創設し、徴税費用を除き全額を基金に積み立てて透明性を高めます。さらに、透明性を確保するため、基金充当事業とその金額を毎年公表していくよう市に答申します。</p>
1-3	<p>・みのお山麓ファンドの事業について、事業を統括する新たな組織を作るのかなど、不明確である。加えて、仮に基金を創設しても、使途等のチェックは誰が行うのか、明確でない。</p>	<p>・検討委員会としては、税収の使い道は市の事業のうちの森林整備、市街地緑化、農地保全にかかる経費と箕面山麓保全ファンドへの出資としており、山麓ファンドの事業についてのご意見は</p>

	<p>従って、本項については、抜本的な検討を行い、内容を明確にするまで、本件の検討を継続すべきで、検討の今後のスケジュールが大幅に遅延してもやむを得ないと考えます。</p>	<p>市に申し伝えます。</p>
12-3	<p>・土砂災害や風水害が増える中、手入れせず放置されている人工林などの計画的な整備が必要です。森林組合と連携しながら、50年後、100年後を見据えて、林道整備や森林の間伐・切り出しを計画的に行なっていくことを中心に、用途を考えてほしい。</p>	<p>・税収の用途については、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に充当するよう市に答申します。</p>
12-4	<p>・「みどり支援基金」との使い分けを明確にしておいてほしい。</p>	<p>・みどり支援基金は臨時的な事業費（例えば、公園・緑地の整備に伴う土地購入費など）に充当するものです。新たな税は新たに創設する基金に積み立て、現在市が取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」に充当するよう市に申し伝えます。</p>